

居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業実施要綱

6 福祉高介第 1 号

令和 6 年 6 月 6 日

(目的)

第 1 条 本事業は、居宅介護支援事業所に対して、事務職員の雇用経費を補助し、介護支援専門員の専門性を十分発揮できる環境を整備することで、介護報酬の増収に伴う処遇改善を推進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第 3 条 東京都内の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条第 1 項から第 3 項による指定居宅介護支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所において、新たに又は既に雇用をしている事務職員（区市町村職員は除く）の雇用に係る経費に対し予算の範囲内で補助を行う。

ただし、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。